

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年12月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第 1700295 号

厚生局事案番号 : 九州(国)第 1700022 号

第1 結論

昭和52年3月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年3月から昭和55年3月まで

請求期間当時、私は学生だったが、伯父に勧められて、母が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

また、母が請求期間の国民年金保険料を納付していたと母から聞いたので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿等によると、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号(*)は、請求期間後の昭和57年5月に請求者が国民年金の被保険者資格を取得した際に払い出されており、それより前に請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された事跡はないことから、請求期間は国民年金に未加入であり、請求者及びその母親は請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者は、請求期間当時、母親が国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、請求者は母親への聴取を希望していない上、自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していなかったとしていることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

このほか、請求者及びその母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700296 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700023 号

第 1 結論

昭和 37 年 9 月から昭和 38 年 3 月までの請求期間及び昭和 40 年 8 月から昭和 49 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から昭和 38 年 3 月まで
② 昭和 40 年 8 月から昭和 49 年 8 月まで

私の年金手帳に記載されている昭和 37 年 9 月 * 日、A 市で結婚生活を始めたときに私は手続をしていないが、前夫が国民年金の加入手続をして、国民年金の保険料を納付していたと思われる。その後 8 年結婚生活をしていた間、給料のこと等も全部前夫がやっていたので、私は、内容は分からないが、前夫が年金を納めないということは、どう考えても信じられない。

調査して、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号 (*) は、平成元年 12 月 18 日に、請求期間①に係る国民年金被保険者資格取得日 (昭和 37 年 9 月 * 日) の入力処理が行われた際に払い出されており、それより前に請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された事跡はないことから、請求期間①及び②当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求者及び請求者の前夫は当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していなかったとしている上、請求者の前夫に聴取しても前夫からは、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する陳述が得られないことから、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付についての具体的な状況は不明である。

このほか、請求者及び請求者の前夫が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。